

平成29年度

第12回いわき市教育委員会議事録

平成30年3月28日（水）

第 12 回 教 育 委 員 会 記 録

- 1 開会年月日 平成30年3月28日(水) 午後1時30分
- 2 開催場所 教育委員室
- 3 出席委員 教育長 吉 田 尚
 教育長職務代理者 馬 目 順 一
 委 員 山 本 もと子
 委 員 根 本 紀太郎
 委 員 宮 澤 美智子
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のために出席した者の氏名
 教育部長 柳 沼 広 美
 教育部次長兼総合調整担当 松 島 良 一
 学校教育推進室長 渡 邊 賢 晃
 中央公民館長 鈴 木 静 人
 いわき総合図書館長 夏 井 芳 徳
 教育政策課長 緒 方 勝 也
 施設整備課長 緑 川 安 彦
 参事兼生涯学習課長 緑 川 直 行
 学校教育推進室学校教育課長 塚 本 英 樹
 学校教育推進室学校支援課長 木 村 丈 二
 総合教育センター所長 高 崎 康 行
 参事兼文化振興課長 鈴 木 常 夫
 こども支援課長 志 賀 大 祐
 事務局統括主幹兼教育政策課長補佐 井 坂 泰 一
 教育政策課長補佐 鈴 木 康 夫
 施設整備課主幹兼課長補佐 佐 藤 孝 之
 生涯学習課主幹兼課長補佐 藤 原 良 基
 学校教育推進室学校教育課管理主事 玉 澤 淳
 学校教育推進室学校教育課長補佐 金 子 一 平
 学校教育推進室学校支援課主幹兼課長補佐 齊 藤 学
 美術館主幹兼学芸課長 杉 浦 友 治
- 6 書 記 教育政策課主任主査兼総務係長 草 野 康 弘
- 7 閉 会 午後2時30分

会議の概要

教育長 それでは、第12回いわき市教育委員会を開催いたします。

欠席委員の通告はございません。

書記には草野主任主査（兼）総務係長を任命いたします。

会期は本日限りといたします。

議事録への署名は、本日出席された委員の皆様をお願いを申し上げます。

それでは、教育長の報告に入ります。

教育長の報告（1）教育行政イノベーション推進会議についてです。

まず初めに、教育政策課長から説明をいただき、その後、プロジェクト・チームの視察を踏まえ、学校支援課主幹兼課長補佐から説明をいただくことにします。

それでは、教育政策課長、お願いします。

教育政策課長 お手元の資料の1ページをお開き願いたいと思います。

教育行政イノベーション推進会議について、御説明申し上げます。

まず、本年度の取組についてです。

1月の教育委員会において、中間報告をさせていただいたところですが、教育行政を取り巻く環境の変化に対応し、組織横断的に政策課題の解決を図るため、教育長を座長として当会を設置しているところでございます。その下部組織として、「学校のあり方」、「通学支援のあり方」、「教育施設の適正化」の3つのプロジェクト・チームを設置し検討を進めているところです。（以下「PT」と言う。）

平成30年度の体制について、現在、各PTにおいて検討を進めているところですが、これらの検討課題については、喫緊かつ極めて重要なテーマであるとともに、相互に関連しており、まだその方向性については見出すには至っていないところでございます。これらのことから、早期に道筋をつけるため、平成30年におきましても、これら3つのPTを継続して設置させていただき、新年度においても、取組を進めてまいりたいと考えているところです。

なお、各PTからの報告については、その検討段階に応じ、随時、教育委員会への報告を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、学校支援課主幹兼課長補佐から、公共施設のマネジメント・学校施設の複合化に係る先進地視察報告について説明願いたいと思います。

学校支援課主幹兼課長補佐 公共施設のマネジメント・学校視察の複合化に係る先進地視察報告について、教育施設の適正化PTについて御説明申し上げます。

平成30年1月13日及び14日の日程で、PTメンバー5人により、静岡県焼津市、東

京都目黒区、東京都品川区の3カ所の視察を行いました。その内容が別冊資料の1にまとまっております。会議終了後、少々お時間をいただき、説明の時間をいただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

教育長 はい、ありがとうございます。

今年は、教育行政イノベーション推進会議について、3つのプロジェクトチームを立ち上げて進めてきました。来年度もこの体制のまま続けていくという説明があったところでございます。また、先進地視察の中身については、別冊資料1により、会議終了後、詳しく説明を行うということで、御了解いただければと思います。

それでは、早速議事に入ってまいりたいと思います。

議案第1号いわき市教育委員会職務権限規程の改正について、教育政策課長、説明願います。

教育政策課長 改正の要旨でございますが、3ページをお開きください。

市長部局において、さらなる事務の簡素・合理化を図るとともに、部長及び課長並びに支所など市民に対して直接行政サービスを提供する実施部門の権限拡大を図り、迅速な意思決定が可能となる機動的な組織体制とするための全庁的な権限の見直しを行うことに伴い、教育委員会におきましても、所要の改正を行うものでございます。施行期日は、平成30年4月1日といたします。

なお、4ページは、改正する訓令でございます。

具体的には、新旧対照表で説明いたしますので、別冊資料2の8ページを御覧いただきたいと思います。

新旧対照表でございます。左側が改正前、右側が改正後でございます。

報償費というところを御覧いただきたいと思います。部長以下それぞれの長の決裁権限が載っておりますが、教育部長のところで、これまでですと400万円以上1,000万円未満までの権限であった部分が、改正後、500万円以上となるものです。1,000万円未満だったものが500万円以上と権限が拡大されたものでございまして、それ以外の各項目についても、記載のそれぞれの長の権限が順次、拡大されたものがございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますでしょうか。

根本委員 8ページで説明いただいたところの、例えば1番の報酬ですけれども、左側は金額が書いてありますが、右側が丸になっているということは、権限が広がったと解釈してよろしいですか。

教育政策課長 金額の記載がなく、丸になったものについては、金額の制限がなくなったということで、こちらの報酬については、それぞれ課長、図書館長その他の教育機関の長が、額によらず決裁ができるということでございます。

教育長 そのほかございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第1号いわき市教育委員会職務権限規程の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に移ります。

議案第2号いわき市公立学校公印規程の改正について、学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 改正の要旨は6ページになりますが、好間第三小学校の廃校及び内町幼稚園の廃園に伴い、公立学校の公印番号及び個数について、所要の改正を行うもので、施行期日は、平成30年4月1日とするものでございます。

具体的には7ページ、さらには8ページにあります別表第1、新旧対照表ですが、公印番号及び個数の欄中「67」を「66」に、「18」を「17」に改めるものでございます。

説明は以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号いわき市公立学校公印規程の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に移ります。

議案第3号いわき市公立学校管理規則の改正について、引き続き学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 改正の要旨でございますが、10ページをお開き願います。

平成30年度から、本市の一部の公立小中学校に新たに副校長、主幹教諭が置かれることから、所要の改正を行うもので、施行期日は平成30年4月1日とするものでございます。

主な改正内容については、12ページの新旧対照表で御説明いたしますと、第3条関係では、代決の分で見出し中の「教頭の」を削ること。次に、同条第1項中「校長が、不在のときは、教頭が」を、「副校長は、校長が不在のときは、」に改めること。次に、同条第3項中「校長」の次に「(副校長を置く学校において、教頭が代決する場合は校長及び副校長)」を加え、同項を第4項とすること。

次に、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同条を第3項とすること。

さらに、同条第1項の次に第2項として、「教頭は、校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)が不在のときは、その事務を代決することができる。」を加えること。

そして、第7条関係では、「教諭」を「主幹教諭又は教諭」に、「教諭又は養護教諭」を「主幹教諭、教諭又は養護教諭」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

何か御質問あれば、よろしくお願ひいたします。

馬目委員 主幹教諭というのは、お一人ですか。

学校教育課長 一人配置ということです。先ほど申し上げたように、一部の学校ということで、泉小学校と泉北小学校に主幹教諭がそれぞれ1名ずつ配置されることとなります。

教育長 主幹教諭は、教頭試験と同じような試験を受けていて、それで合格した者が主幹教諭として配置されます。いわき市では2名が合格をしておりまして、大きいところの泉小学校と泉北小学校に、今回は主幹教諭を配置するということとなります。

副校長についても、今回は福島市、郡山市、いわき市が大規模学校です。泉小学校と泉北小学校に副校長を置くということで、これも試験を受けて登用されていますので、校長試験同様です。

ただ、副校長というのは、今まで正式な学校教育規程がなかった時代は、教頭を副校長と読みかえていた県もありました。ですから、全く教頭先生と同じ仕事をしていて、一部決裁権を持っているということだったのですが、今回は法が改正されていますので、今回の措置については、校長の命を受けていわゆる学校の公印をつかさどるわけですから、ある程度の決裁権を得るということです。子供たちの教育はつかさどらないで、授業だけということですね。

これから新たな職ということで、手探り状態という状況はあるのですが、校長先生、

それから教頭先生、主幹教諭も含めてしっかりと確立をしていかなければいけないと思っています。

馬目委員 そうしますと、校長先生が一番上で、次が副校長、教頭、主幹教諭がその下となるのですか。

教育長 主幹教諭は、先生方と管理職をつなぐ、ある意味中間管理職といった感じであるので、そうすることでスムーズにまわるのではないかとされているのですが、なかなか大変な職務であると思います。

根本委員 そのほかに、教務主任という先生もいらっしゃいますね。その位置づけは特別に変わるわけではないのですね。

学校教育課長 主任というのは省令主任と言いまして法令の部分で位置づけられており、主幹教諭というのは、学校教育法に位置づけられております。どこが違うかと言うと、主任については、校長の監督を受けて、例えば連絡調整とか、あるいは先生方への指導、助言に当たる役割でございます。主幹教諭になりますと、それよりもさらに権限があり、一定の公文についての責任を持って、一定程度の職務命令を発する権限がきちんと与えられます。

先ほど教育長からもありましたように、多様化・複雑化する今の時代に、公文書のスピード化が図られたり、あるいはチームとしての機能が高まるようにとのことで、先ほどの主任とは明確に違い、管理職として位置づけるものでございます。

馬目委員 そうしますと、一般の学校では、校長先生がいて教頭がいて、その下に主幹教諭又は主任がいて、学校によっては、校長、副校長、そして教頭もいらっしゃるということですね。

宮澤委員 だんだんと主幹教諭がふえていく流れになるのですか。

教育長 県で増やすつもりではいるのですが、どのくらいのスピードでいくかは不明です。結局、新たな給料体系になりますので、県の負担教職員なので、当然予算的な裏付けが必要になるので、早急にとは考えているようですが、とりあえず今回は大きな学校にということです。

校長先生がいなければ何も決まらないという話ではなくなって、しっかりと校長の考えを踏まえて対応していれば、副校長が決裁して進めることができるので、スピード感は出てくると思います。先行事例は東京都ですが、うまくいっているところと、うまくいかないところがあるので、しっかりと見極めていかなければいけない

と思います。

そのほかございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第3号いわき市公立学校管理規則の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に移ります。

議案第4号いわき市学校運営協議会規則の改正について、学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 改正の要旨について、14ページを御覧ください。

本市におきましては、いわき市学校運営協議会規則を制定し、平成28年度から田人小・中学校を学校運営協議会設置校に指定し、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の推進や連携強化により、地域全体で子供たちを育てる取組を行ってまいりましたが、平成30年度から三和小学校及び三和中学校を新たに学校運営協議会設置校に指定することなどのため、所要の改正を行うものでございます。施行期日は公布の日とするものでございます。

主な改正内容につきましては、16ページの新旧対照表で説明いたします。

第2条の設置関係では、「小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を設置することができる。」とのただし書を加えることとなります。また、第4条委員の任命等の第2項に(3)として、「指定学校の運営に資する活動を行う者」を加えることとなり、その他、法改正による条項番号を合わせるものでございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

学校運営協議会でつくるコミュニティ・スクールで、今まで田人で行っていたものを、平成30年度から三和小中学校にも設置するという提案です。

何か御質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第4号 いわき市学校運営協議会規則の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に移ります。

議案第5号いわき市公立学校の通学区域に関する規則の改正について、学校教育課長から説明願います。

学校教育課長 改正の要旨は18ページになりますが、先ほど説明いたしましたように、好間第三小学校の廃校に伴い、好間町北好間地区全域を好間第一小学校の通学区域とすること及び好間中学校の通学区域を改正することについて、いわき市公立学校通学区域審議会の答申を踏まえ、所要の改正を行うものです。施行期日は平成30年4月1日になります。

19ページは、今回改正する通学区域の字名等の改正内容、そして20ページから22ページまではそれに伴う新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますか。

好間第三小学校の学区については、通学区域審議会からの答申で好間第一小学校に入る形になり、それに伴う中学校も含めての改正ということですか。

よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号いわき市公立学校の通学区域に関する規則の改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に移ります。

議案第6号いわき市社会教育指導員の委嘱について、生涯学習課長、お願いいたします。

生涯学習課長 社会教育指導員は、平地区は中央台公民館、小名浜地区は小名浜公民館というように、市内6つの公民館に配置しまして、主に連絡調整館として、その管内の地区公民館の市民講座の指導、それから、土曜学習やしごと塾の調整等に当たっていただいております。

平成30年度も、平成29年度と同様に6名の方を再任ということで、社会教育指導員として委嘱したい考えです。

説明は以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますか。

根本委員 確認ですが、任期が平成30年4月1日から平成31年3月31日までということは、社会教育指導員の任期は1年ということによろしいですか。

生涯学習課長 年度ごとに変わる形になっております。

根本委員 わかりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号いわき市社会教育指導員の委嘱について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に移ります。

議案第7号いわき市立美術館協議会委員の委嘱について、文化振興課長、お願いします。

文化振興課長 委員会資料24ページをご覧ください。

美術館協議会につきましては、館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とするとの博物館法の規定に基づきまして、いわき市美術館条例により設置されております。

委員については、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、委員15名以内で組織されております。任期は2年となっており、3月末で2年間の任期が満了となりますことから、次期の委員についてお諮りするものでございます。

委嘱する委員については記載のとおりでございます。なお、No6の飯野氏は、新規の委員でございますが、前任の山田氏が所属元のいわき青年会議所を退任されたことから、引き続きいわき青年会議所からの推薦を受け、後任として委嘱するものでございます。飯野氏以外につきましては、全て再任となっております。任期は平成30年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第7号いわき市立美術館協議会委員の委嘱について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に移ります。

議案第8号いわき市文化財保護審議会委員の委嘱について、文化振興課長、説明をお願いします。

文化振興課長 続きまして、委員会資料25ページを御覧願います。

文化財保護審議会については、教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議するため、いわき市文化財保護条例に基づき設置されております。

委員については、文化財の保存及び活用に関し、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱し、委員15名で組織されています。任期は2年となっており、3月末で2年の任期が満了となることから、次期の委員についてお諮りするものでございます。

委嘱する委員については記載のとおりでございます。No4の木幡氏は、新規の委員でございますが、今期で退任されます鮫島氏が有形文化財の考古資料専門としておりましたことから、引き続き、有形文化財の考古資料を専門とするいわき市教育文化事業団の木幡氏を後任として委嘱するものでございます。木幡氏以外につきましては、全て再任になっております。任期は平成30年4月1日から平成32年3月31日までとなっております。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第8号いわき市文化財保護審議会委員の委嘱について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に移ります。

議案第9号学校運営協議会設置校の指定について、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長 26ページを御覧願います。

先ほど、議案第4号で説明しましたとおり、新たな指定学校は、いわき市立三和小学校、いわき市立三和中学校で、指定年月日は平成30年4月1日でございます。

なお、今後4月に、保護者への説明を行い、さらには、学校への学校運営協議会委員の推薦依頼をいたしまして、5月には委嘱状交付と第1回運営協議会の開催の予定で進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第9号学校運営協議会設置校の指定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に移ります。

議案第10号キャリアステージにおける幼稚園教員育成指標について、こども支援課長、お願いします。

こども支援課長 それでは、28ページをお開き願います。

教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴い、文部科学大臣の指針に基づき公立幼稚園の教員としての資質の向上に関する指標（キャリアステージにおける幼稚園教員育成指標）を次のとおり策定するものでございます。

策定内容については、別紙3のとおりでございまして、実施期日を平成30年4月1日とするものでございます。

それでは、策定の内容について、別紙3にて説明させていただきます。

まず、指標について申し上げますと、本表につきましては、幼稚園教員が専門職としての職責、経験、個性に応じて身につけるべき資質を明確化したものであり、職責、経験、個性に応じて、より高度な段階を目指すための手がかりとなるものでございます。また、研修等を通じ、みずからを総括しながら資質向上を図る際の目安とするものでございます。

指標の内容ですが、まず、新規採用教員と5年未満の教員を、キャリアステージの基礎ステージに、また、5年から10年未満の教員と10年以上の中堅教員を中堅ステージ、副園長と園長を管理職ステージにそれぞれ位置づけ、大きく3つのステージに分類してございます。さらに、各ステージについての成長過程を設定し、また、各ステージの終了までに身につけるべき資質等を、大きく5つの領域に設定してござい

す。そして、それぞれの領域に対応します資質・能力について、19項目を設置したところでございます。

各項目に題した行動・目標の説明につきましては割愛させていただきますが、指標作成に当たり、教育委員会事務局、総合教育センターとのワーキングにおいて協議・検討を行い、さらに、公立幼稚園の園長会の意見等も深く踏まえながら作成したものでございます。

なお、整理の仕方や内容については、福島県教育委員会が昨年12月に策定いたしました、福島県版校長及び教員の資質の向上に関する指標を参考にさせていただいたところでございます。

今回議決をいただいた後、この指標内容を平成31年度研修計画にどう反映させるか、総合教育センターとともに協議・検討し、当該計画に位置づけられた研修等を通じ各教員の資質向上を図ってまいりたいと考えてございます。

説明は以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、御質問等ございますか。

宮澤委員 例えば新採用の方や中堅ステージの方、管理職ステージの方に対して、それぞれの自己評価、また他者評価というのは、目に見える形でのものは存在するのでしょうか。

こども支援課長 ただいまの質問に適切に答えられるかどうかわかりませんが、今回の指標については、特に人事に反映させるものではございません。現時点での各教員の評価については、人事上になりますけれども、例えば、メンタル的なところであったり、公務員としての資質であったり、性格的なところ、得意としている分野や不安な分野を、各所属長が強化していくという状況でございます。

教育長 よろしいですか。

小・中学校の教員も、この指標に基づいて評価をしていくという話になっていますが、幼稚園はそこまでではないので、今、宮澤委員から御指摘いただいたように、本人の意欲につながるような指標であつたらいいかなと思います。ぜひよろしく願いいたします。

そのほかございますか。

それでは、お諮りいたします。

議案第10号キャリアステージにおける幼稚園教員育成指標について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教育長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この指標に基づいて、研修をどうするかについては、来年いろいろと御協議いただきながら御検討くださるよう、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上で、本日の議案第1号から第10号までは終了いたしました。

それでは、その他に入ります。

(1) いわき市青少年問題協議会委員・幹事の委嘱（補充）について、生涯学習課長から説明願ひます。

生涯学習課長 29ページになります。

いわき市青少年問題協議会については、地方青少年問題協議会法に従い設置しているものです。青少年の非行防止、有害環境浄化等、青少年の健全育成に関する事項等につきまして、情報交換や協議を行っております。

委員については、会長である市長以下、学識経験者、関係機関の職員等と20名で構成されております。今回は、いわき中央警察署長以下3名の方について、平成30年2月13日付で、人事異動に伴う改編がありましたことから委嘱を行ったものです。任期は平成30年2月13日から在任期間となっております。

また、次の30ページでございます。

青少年問題協議会幹事については、協議会資料の作成や委員の補佐のために設置されているものであり、現在17名で組織されております。こちらについても、いわき東警察署生活安全課長等と2名の人事異動に伴いまして、新たに委嘱したものです。任期は委員と同じでございます。なお、今回、県警の人事異動が例年より早くなっているのは、南相馬市で、平成30年6月10日に第69回全国植樹祭が開催されるため、早期に大規模警備体制を築くためとのことです。

また、30ページに参考として幹事の名簿が載っておりますけれども、市の職員については、異動の内示は反映しておりません。

説明は以上です。

教育長 はい、ありがとうございます。

今回は県警は入れ替わりになるということで、実際には教職員や市職員の人事により、これから変わっていくと思いますが、そこは今回反映されていないということで、次回の教育委員会あたりに出すことになるかと思ひます。

これに関して、何か御質問ございますか。

それでは、(2)に移ります。平成30年度教育文化施設における企画展等の開催についてでございます。

それでは、美術館関係になりますか。杉浦美術館主幹兼学芸課長から説明願ひます。

美術館主幹兼学芸課長 それでは、31ページをご覧ください。

まず、常設展は大きく前期・後期に分けて、また3か月ごとの小企画コーナーを設けて紹介するものであります。そういった展示のほか、ギャラリー・トーク、ワークショップ等を実施しております。会期につきましては、記載のとおりです。

企画展につきましては、5本の有料の企画展及び3本の無料の展覧会を実施します。4月14日から5月27日までの会期で、エリック・カール展を開催します。

絵本『はらぺこあおむし』で知られるエリック・カールですけれども、本展ではアメリカのエリック・カール美術館の全面的な協力を受けまして、絵本にとどまらず、立体造形や舞台美術へと創作の幅を広げているエリック・カールの芸術世界を、約160点の原画及び作品で紹介するものであります。

6月9日から7月16日までの会期では、追悼特別展高倉健を開催いたします。

1960年代の後半、任侠映画のスターとして、観客を熱狂させた高倉健ですけれども、晩年には日本を代表する映画スターとして多くの崇敬を集め、文化勲章を授章しております。今回の展覧会では、高倉健出演の全作品205本の抜粋映像、全部見ると約2時間かかりますけれども、それを中心に脚本やポスターなどの資料を展示し、映画俳優高倉健の魅力に迫る企画であります。

夏休みに当たります7月28日から9月2日までの会期では、美術館に行こう！ディック・ブルーナに学ぶモダン・アートの楽しみ方を開催します。ミッフィー、うさこちゃんとも言いますが、その生みの親であるディック・ブルーナはオランダを代表する絵本作家であり、グラフィックデザイナーであります。今回の展覧会は、大きく1部と2部に分かれて、第1部では、ブルーナのさまざまな仕事、モダンデザインの仕事を紹介し、第2部では、うさこちゃん美術館へ行くということをサイドに当館所蔵の作品でモダンアートの魅力を紹介しようとする展覧会であります。

9月15日から10月21日までの会期では、写真家がとらえた昭和のこどもを開催いたします。日本写真史に大きな足跡を残した土門拳、木村伊兵衛ら19人の写真家がとらえた子供たちの姿を通して、戦前から高度経済成長期にかけての昭和の歩みをたどる展覧会であります。

これとほぼ同じ会期で、少し早く始まりますけれども、9月8日から10月21日までの会期で、1階ロビーでの無料の展覧会において、ニューアートシーン・イン・いわきシリーズの大久保草子展を開催いたします。木版画の繊細な描線を重ねて力強く豊穡な画面を創り出す大久保草子の世界を紹介しようとする展覧会であります。

11月3日から12月9日までの会期では、峰丘展を開催いたします。メキシコで学び、また、帰国後、ふるさといわきでアトリエを構えて活動する画家峰丘は、いわきの美術を代表するひとりであり、彼の強烈な色彩、コントラスト、近似背景の表現は内外で広く知られております。今回の展覧会では、いわきの美術の重要な位置を占める峰丘について、留学以前から現在まで、およそ50年の彼の歩みを絵画を中心に、ユニー

クな作品や、これまでほとんど未発表なデッサン・スケッチ類を加えて総合的に紹介しようとする回顧展であります。

1月5日から1月27日までは、毎年恒例の市内の小・中学生を対象とする公募無審査のいわき市小・中学生版画展を開催いたします。

次のページをご覧ください。

2月から3月にかけては、いわき市民及びいわき市ゆかりの者が制作した公募作品を展示する第48回いわき市民美術展覧会を開催いたします。書の部、絵画・彫塑の部、陶芸の部、写真の部があり、会期については記載のとおりであります。

美術館からは以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

それでは、文化振興課長から説明願います。

文化振興課長 続きまして、資料32ページをお願いいたします。

初めに、アンモナイトセンターですが、平成30年度は、フタバスズキリュウの発見から50周年になることから、夏休み企画展としまして、7月に、発見時の経緯や発見の意義などを紹介する「フタバスズキリュウから半世紀～日本古生物学の新時代をきりひらけ」を開催いたします。

また、12月ですが、冬休み企画展として「絶滅生物の行動を読み解く展示会～生痕化石がもつ力」を開催いたします。なお、生痕化石でございますが、こちらは生物そのものではなく、生物が活動した痕跡である足跡や巣穴、排せつ物が化石になったものを展示するものでございます。

続きまして、考古資料館ですが、企画展としまして、4月18日からの近世いわきの藩展Ⅴ「幕領小名浜、笠間藩・多古藩・棚倉藩分領」を初めとして、ミニ企画展「干支一のししー」まで、記載の5つの事業を開催いたします。

主なものといたしましては、33ページの上から2段目、教育文化事業団設立40周年記念事業特別展「石城国建国1,300年」ですが、718年に石城の国が建国されましてから、今年でちょうど1,300年に当たりますことから、いわきの重厚な歴史を市民の皆様にご覧いただくため開催するものでございます。展示のほか、講演や探訪ツアーなどが予定されております。

最後に、くらしの伝承郷でございますが、企画展としまして、8月4日からの「伝承郷収蔵品展」を初めとし、特別展の、「古民家模型展パートⅣ」まで、記載の4つの事業を開催いたします。

主なものでございますが、33ページ、下から2段目になります。

「昭和10年代のいわきの年中行事写真展」、こちらにつきましては、昭和10年代のいわき地域の年中行事の写真のほか、現在も継承されている年中行事の写真も展示す

ることとしており、約80年前と現在を比較できる展示内容となっております。

この部分で、一部訂正をお願いしたい部分がございますが、第2回企画展「昭和10年代のいわきの年中行事写真展」こちらの3段目でございますが、内藤丈夫氏（考古学研究者）と記載されておりますが、内藤氏につきましては、2行目に出てきます岩崎敏夫氏の磐城高等女学校時代の同僚で、数学の先生です。こちらの（考古学研究者）は誤りであるため削除をお願いしたいと思います。お手数をおかけいたします。

説明は以上でございます。

教育長 はい、ありがとうございます。

ただいま、美術館、それからさまざまな文化施設の企画展について、説明がございました。何か御質問がございますか。

それでは、長時間にわたりましたが、以上で全ての議案を議了いたしました。

以上をもちまして、平成29年度第12回教育委員会を閉会いたします。